

【被保険者(本人)】給付

	法定給付 (法律で定められた給付)	付加給付 (当健保独自の給付)
病 気 や ケ ガ	療養の給付(70歳未満の者) 医療費の7割	一部負担還元金 自己負担額(1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く)から25,000円を控除した額(100円未満切り捨て)算出額が100円未満の場合は不支給。 装具料、柔整師、鍼灸マッサージ等是不支給。
	高齢者療養給付費(70~74歳の者) 医療費の原則8割	
	保険外併用療養費 保険外の療養を併用したとき、健康保険のワク内は療養の給付と同じ	
	療養費 立替払いした後で健康保険組合に請求すれば、一定基準の現金を支給	
	高額療養費 1ヵ月に医療費自己負担額が定められた金額を超えたとき、その超えた額(世帯合算等の負担軽減措置もある)	合算高額療養費 付加金 合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額(合算高額療養費は除く)から1件につき25,000円を控除した額(100円未満切り捨て)算出額が100円未満の場合は不支給。 装具料、柔整師、鍼灸マッサージ等是不支給。
	訪問看護療養費 定められた全費用の7割	
	入院時食事療養費 1日(3食)につき定められた本人の負担額を超えた額	
	移送費 基準により算定した額	
傷病手当金 休業1日につき標準報酬日額の2/3相当額を1年6ヶ月間		
出 産	出産育児一時金 1児につき500,000円 (在胎週数第22週未満の出産の場合や産科医療保障制度未加入の医療機関等で出産した場合は488,000円)	
	出産手当金 休業1日につき標準報酬日額の2/3相当額を出産の日以前42日(多胎98日間。出産予定日が遅れた期間も支給)、出産の日後56日までの間	
死 亡	埋葬料(費) 一律50,000円	

【被扶養者(家族)】給付

	法定給付 (法律で定められた給付)	付加給付 (当健保独自の給付)
病 気 や ケ ガ	家族療養費(70歳未満の者) 医療費の7割	
	高齢者療養給付費(70～74歳の者) 医療費の原則8割	
	保険外併用療養費 保険外の療養を併用したとき、健康保険のワク内は療養の給付と同じ	
	第二家族療養費 立替払いした後で健康保険組合に請求すれば、一定基準の現金を支給	
	高額療養費 1か月に医療費自己負担額が定められた金額を超えたとき、その超えた額(世帯合算等の負担軽減措置もある)	合算高額療養費 付加金 合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額(合算高額療養費は除く)から1件につき 25,000円 を控除した額(100円未満 切り捨て)算出額が100円未満の場合は不支給。 装具料、柔整師、鍼灸マッサージ等は不支給。
	家族訪問看護療養費 定められた全費用の7割	
	入院時食事療養費 1日(3食)につき定められた本人の負担額を超えた額	
家族移送費 基準により算定した額		
出 産	家族出産育児一時金 1児につき500,000円 (在胎週数第22週末満の出産の場合や産科医療保障制度未加入の医療機関等で出産した場合は488,000円)	
死 亡	家族埋葬料 一律50,000円	